

⑮ 有床診療所療養病床入院基本料の 施設基準の見直し

第 1 基本的な考え方

医療法施行規則による療養病床の人員配置標準に係る経過措置の終了に伴い、有床診療所療養病床入院基本料の要件を見直す。

第 2 具体的な内容

有床診療所療養病床入院基本料の看護職員及び看護補助者の人員配置基準を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【有床診療所療養病床入院基本料】 [施設基準]</p> <p>三 有床診療所療養病床入院基本料の施設基準等</p> <p>(1) 通則 療養病床であること。</p> <p>(2) 有床診療所療養病床入院基本料の施設基準等</p> <p>イ 有床診療所療養病床入院基本料の注 1 に規定する入院基本料の施設基準</p> <p>① 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が<u>四</u>又はその端数を増すごとに<u>一</u>以上であること。</p> <p>② 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が<u>四</u>又はその端数を増すごとに<u>一</u>以上であること。</p>	<p>【有床診療所療養病床入院基本料】 [施設基準]</p> <p>三 有床診療所療養病床入院基本料の施設基準等</p> <p>(1) 通則 療養病床であること。</p> <p>(2) 有床診療所療養病床入院基本料の施設基準等</p> <p>イ 有床診療所療養病床入院基本料の注 1 に規定する入院基本料の施設基準</p> <p>① 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が<u>六</u>又はその端数を増すごとに<u>一</u>以上であること。</p> <p>② 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が<u>六</u>又はその端数を増すごとに<u>一</u>以上であること。</p>

<p>③ (略)</p> <p>④ <u>当該病棟の入院患者に関する口の区分に係る疾患及び状態等並びにADLの判定基準による判定について、記録していること。</u></p> <p>□ 有床診療所療養病床入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分</p> <p>① 入院基本料A 医療区分三の患者</p> <p>(削除)</p>	<p>③ (略) (新設)</p> <p>□ 有床診療所療養病床入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分</p> <p>① 入院基本料A</p> <p>1 <u>当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が八割未満である場合(以下この口において「特定患者八割未満の場合」という。)にあつては、医療区分三の患者</u></p> <p>2 <u>当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が八割以上である場合(以下この口において「特定患者八割以上の場合」という。)にあつては、次のいずれにも該当するものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関(以下この口において「四対一配置保険医療機関」という。)に入院している医療区分三の患者</u></p> <p>(一) <u>当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入</u></p>
---	---

<p>② 入院基本料B 医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であって、ADL区分三又はADL区分二であるもの</p> <p>（削除）</p> <p>③ 入院基本料C 医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であって、ADL区分一であるもの</p> <p>（削除）</p> <p>④ 入院基本料D 別表第五の二に掲げる疾</p>	<p><u>院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。</u></p> <p><u>（二） 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。</u></p> <p>② 入院基本料B</p> <p>1 <u>特定患者八割未満の場合にあつては、医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であって、ADL区分三又はADL区分二であるもの</u></p> <p>2 <u>特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であつて、ADL区分三又はADL区分二であるもの</u></p> <p>③ 入院基本料C</p> <p>1 <u>特定患者八割未満の場合にあつては、医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であつて、ADL区分一であるもの</u></p> <p>2 <u>特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であつて、ADL区分一であるもの</u></p> <p>④ 入院基本料D</p> <p>1 特定患者八割未満の場</p>
---	--

<p><u>患・状態にある患者及び処置等が実施されている患者並びに別表第五の三の一及び二に掲げる疾患・状態にある患者及び処置等が実施されている患者並びに同表の三に掲げる患者以外の患者（以下「医療区分一の患者」という。）</u>であって、ADL区分三であるもの (削除)</p> <p>⑤ 入院基本料E 医療区分一の患者であって、ADL区分二又はADL区分一であるもの (削除)</p>	<p><u>合</u>にあつては、<u>医療区分一</u>の患者であつて、ADL区分三であるもの</p> <p>2 <u>特定患者八割以上の場</u>合にあつては、<u>四対一配置保険医療機関</u>に入院している<u>医療区分一</u>の患者であつて、ADL区分三であるもの</p> <p>⑤ 入院基本料E</p> <p>1 <u>特定患者八割未満の場</u>合にあつては、<u>医療区分一</u>の患者であつて、ADL区分二又はADL区分一であるもの</p> <p>2 <u>特定患者八割以上の場</u>合にあつては、<u>四対一配置保険医療機関</u>に入院している<u>医療区分一</u>の患者であつて、ADL区分二又はADL区分一であるもの又は次のいずれかに該当しないものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である<u>保険医療機関</u>に入院している患者</p> <p>(一) <u>当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。</u></p> <p>(二) <u>当該有床診療所に雇用され、その療養病</u></p>
--	--

	<u>床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。</u>
--	--

[経過措置]

令和6年3月31日において、現に有床診療所療養病床入院基本料の届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間に限り、なお従前の例による。